

平成30年第2回土幌町議会臨時会

1 議事日程第1号 5月9日(水曜日)午前10時開会

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

(諸般の報告)

日程番号3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号5 議案第1号 工事請負契約の締結について

日程番号6 議案第2号 土幌町町税条例の一部を改正する条例案

日程番号7 議案第3号 損害賠償額の決定及び和解について

日程番号8 議案第4号 平成30年度土幌町一般会計補正予算(第1号)

2 出席議員(12名)

1番 細井 文次

2番 和田 鶴三

3番 秋間 紘一

5番 河口 和吉

6番 清水 秀雄

7番 飯島 勝

8番 出村 寛

9番 森本 真隆

10番 大西 米明

11番 加藤 宏一

12番 中村 貢

13番 加納 三司

3 欠席議員(0名)

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

町長

小林 康雄

教育長

堀江 博文

代表監査委員

佐藤 宣光

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長

柴田 敏之

保健医療福祉センター長

山中 雅弘

総務企画課長

瀬口 豊子

地方創生担当課長

石垣 好典

会計管理者

三島 重浩

町民課長

辻 亨

保健福祉課長

高木 康弘

産業振興課長

亀野 倫生

建設課長

増田 優治

道路維持担当課長

佐藤 英明

建設課技術長

田中 敏博

子ども課長

金森 秀文

特老施設長

佐藤 慶岩

病院事務長

土屋 仁志

消防課長

土屋 政勝

ほか、関係職員

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事

玉堀 泰正

教育課長

藤村 延

給食センター所長

齋藤 英雄

高校事務長

上野 清子

ほか、関係職員

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 角田 淳二

ほか、関係職員

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 矢野 秀樹 総務係長 宇佐見 和重

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

	加納議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、平成30年第2回土幌町議会臨時会を開会します。 これから、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。
1		日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、清水秀雄議員及び7番、飯島勝議員を指名いたします。
2		日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主な出来事につきましては、お手元に配付した事務報告によりご了承お願いいたします。 次に、北十勝二町環境衛生処理組合議会に関する報告は、お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。 なお、審議内容等につきましては、議員控室に配置していますので、随時閲覧願います。 これで諸般の報告を終わります。
3		日程第3、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を議題と致します。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。
	瀬口総務 企画課長	総務企画課長、瀬口よりご説明申し上げます。 平成29年度土幌町一般会計補正予算〔第9号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月29日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により

報告し、承認を求めるものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,071万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92億8,565万6,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、10ページをごらんください。

1款1項1目議会費、8節から14節までを合わせまして151万1,000円は実績に伴う減額でございます。

2款1項10目地域生活交通確保対策事業費、11節で印刷製本費3万3,000円を減額、14目愛のまち建設基金費は25節で寄付額の確定に伴い、1,479万5,000円を追加して、同基金に積み立てるもので、特定財源として指定給付金を同額充当いたします。

11ページ17目地方創生推進事業費、12節の農園付き住宅建設工事に伴う各手数料16万円を減額。

6項1目監査委員費は、4万3,000円を実績に伴い減額するものでございます。

4款2項1目ごみ処理費、19節の北十勝二町環境衛生処理組合運営負担金は、事業実績に伴い233万円を減額。

12款1項1目元金は、減債基金繰入金の減額に伴う財源補正となっております。

続いて、歳入についてご説明いたしますので7ページをご覧ください。

特定財源以外の一般財源でございますが、2款1項1目自動車重量譲与税から、8ページ9款1項1目地方交付税までは、いずれも交付額等の確定に伴い、それぞれ増額するものでございます。

9ページ19款5項5目雑入は、備荒資金組合納付還付金7,876万9,000円を減額し、収支のバランスを取ったところでございます。

以上で説明終わります。ご審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第4、承認第2号「専決処分承認を求めることについて」を議題といたします。

高木保健
福祉課長

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長、高木よりご説明申し上げます。

平成29年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第4号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成30年3月29日付けで専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告をし、承認を求めますのでございます。

1ページをご覧がたいです。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ724万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,219万4,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出から説明いたしますので、5ページをごらん願います。

9款1項1目基金積立金は、決算見込みにより25節国民健康保険準備基金積立金650万円を追加、特定財源として全額保険財政共同安定化事業交付金を充当するものであります。

10款2項1目他会計繰出金は、国保病院の直営診療施設救急体制整備によるもので、28節直営診療施設繰出金74万4,000円を追加。特定財源として全額特別調整交付金を充当するものであります。

歳入につきましては、全て特定財源で説明いたしましたので省略をさせていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、承認いただきますようお願い申し上げます。

加納議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

5

[日程第5、議案第1号「工事請負契約の締結について」](#)を議題といたします。暫時休憩いたします。

午前10時07分 休憩

(中村議員 退場)

午前10時07分 再開

加納議長

休憩を解き、会議を再開いたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

それでは議案第1号「工事請負契約の締結について」ご説明いたします。

この議案につきましては、議会の議決に付すべく契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めらるるものでございます。

工事名につきましては、下居辺地区農地耕作条件改善事業農道整備工事であります。契約金額は、1億5,552万円です。

契約の相手方につきましては、平田・佐藤経常建設共同企業体。

代表者は、字士幌西2線160番地、株式会社平田建設代表取締役野中栄忠氏。構成員は、字士幌東6条2丁目1番地、株式会社佐藤土建代表取締役中村将であります。

工期につきましては、契約の日から平成30年10月31日まで。

契約の方法につきましては、指名競争入札であります。

説明資料の1ページをお開きください。

工事名につきましては、ただいま説明したとおりでありまして、工事場所は士幌町字下居辺地内、入札執行日時は、平成30年5月1日午前9時からであります。

指名業者につきましては、宮坂建設工業株式会社から栗林建設株式会社の7社と、平田・佐藤経常建設共同企業体1社であります。

株式会社北土開発につきましては、指名を辞退しております。

入札経過につきましては、第1回決定。予定価格は、1億6,010万280円、落札率97.14%、最高入札金額は、1億5,789万6,000円でありました。

工事概要につきましては、農道で幅員6メートルで、車道の幅員は4メートルです。延長は、1,750メートルということであります。

以上で説明を終わります。

加納議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定されました。暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

(中村議員 入場)

午前10時10分 再開

加納議長

休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6、議案第2号「土幌町町税条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

議案第2号土幌町町税条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例につきましては、地方税法の改正により改正するものでございます。説明資料の3ページから新旧対照表を載せてございますけれども、この前の2ページで改正の要旨で説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、固定資産税と特別土地保有税の改正であります。

最初に、固定資産税の改正であります。最初の1の「宅地等に対して課する固定資産税の特例の改正」で、宅地等に係る負担調整措置の適用期間を、今まで平成27年度から平成29年度までとしていたものを、平成30年度から平成32年度までの3年間延長するものであります。

これは、課税公平の観点から宅地等、地域や土地によりバラつきのある負担水準が一定割合に達するまでの間、前年度課税標準額に当該年度の本則課税標準額の5%を加えた額を課税標準額として、弾劾的に引き上げる特例措置を3年間延長するものであります。

改正条項は、条例附則第12条の改正でございます。

次に、2の「用途変更した宅地等に係る税負担の調整措置の改正」は、これも特例の適用期間の延長であります。

用途が変更される宅地等の課税標準額は前年度において変更後の用途の土地であったとみなした上で、課税標準額の算定を行う措置を平成30年度から平成32年度までの3年間延長するものであります。

改正条項は、条例附則第12条の3の改正であります。3の「農地に対して課する固定資産税の特例の改正」も、特例の適用期間の延長でありまして、農地の負担水準が100%に達するまでの間は、前年度課税標準額に負担調整率を乗じた額を課税標準額として、段階的になだらかに税負担を引き上げる措置でありまして、平成30年度から平成32年度までの3年間負担調整措置の適用期間を延長するものであり、条例附則第13条の改正でございます。

4の、「引用条項及び文言の整理」につきましては、地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

次に、特別土地保有税の課税の特例の延長でありまして、特別土地保有税の課税の特例について平成30年度から平成32年度までの3年間を延長するものであり、附則第15条の改正であります。

なお、この特別土地保有税につきましては、平成15年度以降当分の間は課さないという事になっていますが、地方税法の改正でございますので、今回改正させていただくものでございます。

この他、新旧対照表の3ページなんですけれども、最初の附則の11条でありますけれども、今回特例期間の延長の改正に伴いまして、見出しの改正を行うものであります。

改正の時期でございますけれども、いずれも平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

7 [日程第7、議案第3号「損害賠償額の決定及び和解について」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第3号、損害賠償額の決定及び和解について説明をさせていただきます。

この議案につきましては、損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議決を得ようとするものでございます。

この事故につきましては、平成30年3月14日公務遂行中発生しました車両の物損事故について次のとおり損害賠償の額を決定し和解をするものでございます。

損害賠償の額につきましては、4万6,595円。和解の内容につきましては、相手方は、町に対して、本件に関し今後一切の請求、異議の申し立てをしないという内容でございます。

和解の相手方でございますけれども、上士幌町字上士幌東5線290番地、戸水摩理子氏であります。

事故の内容でございますけれども、平成30年3月14日、上士幌町字上士幌東3線240番地「介護老人保健施設かみしほろ」駐車場内において、駐車場から出るため車道へ向かって直進していた保健福祉課職員が運転する普通自動車に、右側から左折してきた相手車両を発見したが回避が間に合わず車と接触し、双方の車両が破損したものでございます。

	<p>この事故の過失割合でございませけども、町は3、相手方は7ということとございませ。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第8、議案第4号平成30年度土幌町一般会計補正予算を議題といたします。</p>
瀬口総務 企画課長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。</p> <p>総務企画課長瀬口よりご説明申し上げます。</p> <p>議案第4号平成30年度土幌町一般会計補正予算[第1号]、歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ304万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ71億4,704万7,000円に改めようとするものです。</p> <p>歳出からご説明いたしますので5ページをご覧ください。</p> <p>2款1項3目財産管理費、22節補償補填及び賠償金は、ただ今議案第3号で可決決定いただきました損害賠償金4万7,000円を追加するもので、特定財源として事故災害共済金を同額充当いたします。</p> <p>6款1項4目農業振興基金運用事業費は、25節で同基金に特別及び一般分を合わせ、300万円を積み立てるもので、特定財源として指定寄附金を同額充当いたします。</p> <p>歳入につきましては、歳出の特定財源でご説明しましたので省略いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議を賜り、可決決定いただきますようお願い申し上げます。</p>
加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

これで本日の日程は、全部終了しました。
会議を閉じます。
平成30年第2回土幌町議会臨時会を閉会します。

(午前10時19分)